

労働基準局関係

労働基準局所管の分科会等の審議状況
(平成29年9月16日以降)

○ 労働基準法施行規則の一部改正（労働条件分科会）【別紙1】

過疎地域など消防体制の維持が困難な地域における救急業務の空白地帯を解消し及びその発生を防止するため、消防法施行令の一部を改正する政令が改正され、准救急隊員が新設されたことを受け、准救急隊員について、労働基準法第34条第3項に定める休憩の自由利用の適用を除外するもの。

(平成29年12月27日諮問、答申。平成30年3月9日公布、平成30年4月施行予定。)

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について（労働条件分科会労災保険部会）【別紙2】

- (1) 労災保険率等の改定及び社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度の引き上げを行うもの。
- (2) 職場意識改善助成金の名称を時間外労働等改善助成金に変更し、助成内容を拡充するもの。
- (3) 家事支援作業に従事する者を特別加入の対象に追加するもの。
- (4) 介護（補償）給付及び介護料の最高限度額及び最低保障額を増額するもの。

(平成29年12月18日諮問、12月21日答申。平成30年4月施行予定。)

○ 第13次労働災害防止計画について（安全衛生分科会）【別紙3】

労働災害の防止のため国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めた中期計画「第13次労働災害防止計画」（2018年度～2023年度）を策定するもの。

(平成30年2月19日諮問、2月20日答申。)

○ 労働安全衛生法施行令等の一部改正及び機械等検定規則の一部改正（安全衛生分科会）【別紙4】

- (1) 既存の石綿分析用の試料（石綿）が不足していること等を踏まえ、これまで製造等を禁止している新規の石綿分析・教育用の石綿について禁止対象から除外することにより、建築物解体等作業における石綿ばく露防止対策に必要な分析・教育用の石綿等の確保を可能にし、労働者の石綿健康障害防止対策を一層の推進を図るもの。

(平成30年3月9日諮問・答申、平成30年4月公布予定、平成30年6月施行予定。)

(2) 吸気補助具付き防じんマスクを型式検定の対象に追加することに伴い、当該マスクの型式検定の基準等を定めるもの。

(平成30年3月9日諮問・答申、平成30年4月公布予定、平成30年5月施行予定。)

○ 各分科会における目標の評価について（2017年度）【別紙5】

労働条件分科会及び安全衛生分科会の目標について、別紙のとおり評価を行った。

【参考】分科会等開催実績

- ・労働条件分科会 12/27
- ・労働条件分科会労災保険部会 12/18、12/21
- ・安全衛生分科会 11/2、12/7、1/17、2/19、2/20、3/9

労働基準法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

救急業務は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項により、一定の要件を満たす消防吏員からなる救急隊員3人以上1組で構成される救急隊が行うこととされていたところ、過疎地域など消防体制の維持が困難な地域が生じていることから、救急業務の空白地域を解消し及びその発生を防止するため、消防法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第379号）により消防法施行令が改正され、救急隊員2人と新たに設ける准救急隊員1人で構成する救急隊でも救急業務を行うことができるよう、要件が緩和された。同令の改正は平成29年4月1日に施行されており、全国ではじめて平成30年4月から愛媛県西予市が准救急隊員の任用を行うこととしている。

今般、新設された准救急隊員は、消防吏員と同様に、休憩時間中に救急隊の一員として救急出動指令に即時に対応するため、勤務場所に待機することが必要不可欠であることから、⁵ 准救急隊員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第3項に定める休憩の自由利用の適用を除外することとするもの。

2 改正の概要

消防吏員については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第33条第1項第1号により、休憩時間の自由利用の適用が除外される労働者として定められているところ、同号に准救急隊員を加えることにより、消防吏員と同じく、これらの者について、休憩の自由利用の適用を除外することとする。

3 根拠条文

労働基準法第40条第1項

4 施行期日等

公布日：平成30年3月9日

施行日：平成30年4月1日

救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正

《 課 題 》

平成28年10月 消防庁

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。

《 検 討 経 緯 》

地方分権改革提案

一部の地区において、救急隊が平日昼間しか配置されず、夜間や休日は遠く離れた本署から救急隊が出動している状況。救急隊（現行3人）を2人で編成し、軽症患者を搬送したい。

【愛媛県西予市より】

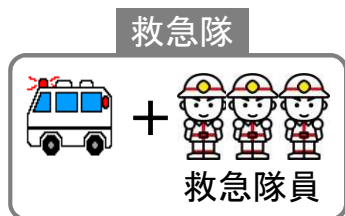
閣議決定（H27.12.22）概要

過疎地等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる。

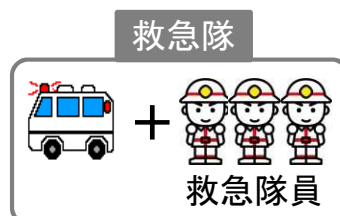
《 対 応 》

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするための政令（消防法施行令）の改正を行う。（平成29年4月1日施行）

現行



改正案



又は



【対象地域】 過疎地域等の条件不利地域

- 過疎地域
- 離島地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））

- 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92時間）を修了した者等※（役場職員等に講習を行った上、常勤の消防職員として併任すること等を想定）
※ 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、救急標準課程（250時間）修了者を想定
- 准救急隊員は、業務を3人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置※を単独で行うことはできない。
※ 例 のどに詰まった異物に対する吸引器を用いた除去
- 市町村は、6実施地域や実施時間等についての計画を策定し、公表

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（休憩）

- 第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
- 2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
- 3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

（労働時間及び休憩の特例）

- 第四十条 別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要があるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。
- 2 前項の規定による別段の定めは、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者について適用しない。

- 一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者
 - 二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者
 - 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）
- 2 前項第二号に掲げる労働者を使用する使用者は、その員数、収容する児童数及び勤務の態様について、様式第十三号の五によつて、予め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

(1) 労災保険率の改定及び社会復帰促進等事業等に要する費用について

① 平成30年度労災保険率の改定

現 行

平均労災保険率 **4.7 / 1,000** (全業種の平均)

改定後

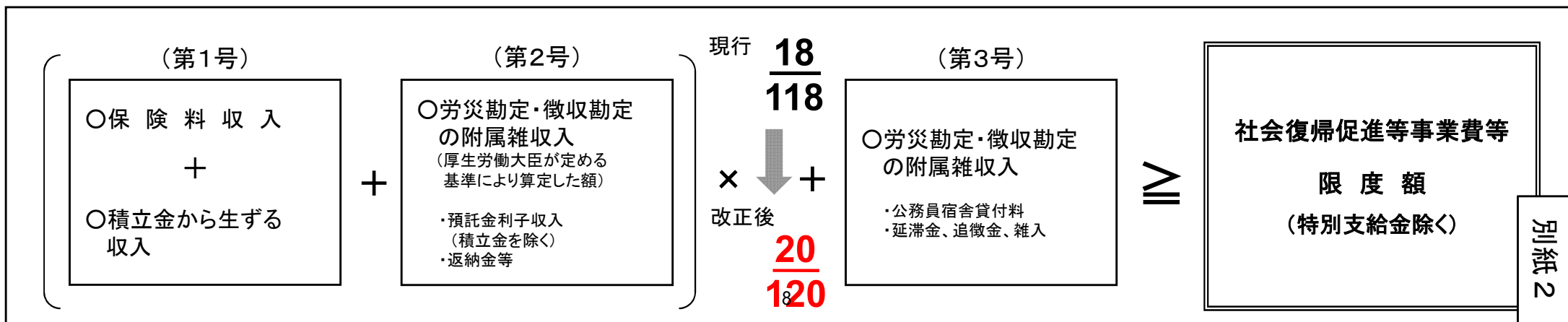
平均労災保険率 **4.5 / 1,000** (全業種の平均)
 引上げ: 3業種 据置き: 31業種 引下げ: 20業種



平成元年度以降の改定経過 (単位: 1 / 1,000)

元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8	4.7

② 社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度の引き上げ



(2) 時間外労働等改善助成金について

- 経営基盤が脆弱である中小企業事業主が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業等を支援することを明確化するため、社会復帰促進等事業として実施している「職場意識改善助成金」を「時間外労働等改善助成金」と改称し、助成内容の拡充を行うもの。

(3) 家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直しについて

- 家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者(以下「家事支援従事者」という。)については、労働基準法上の労働者とされておらず、労災保険の強制加入対象とならない。
- しかし、災害発生状況等に関する調査の結果や既に特別加入対象となっている介護作業従事者との就労形態の類似性に鑑み、家事支援従事者は業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること等が認められるため、任意加入である特別加入制度の対象とするよう、所要の改正を行うもの。

(4) 介護（補償）給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

- 労働者災害補償保険法では、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給している。
- 介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額は、毎年人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて見直しを行うこととしており、平成29年8月に出された勧告率(+0.15%)に基づき、平成30年度の最高限度額及び最低保障額の改定を行う。
- あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

第13次労働災害防止計画(概要)

計画の目標

計画期間:2018年4月1日~2023年3月31日

全体

死亡災害:15%以上減少

死傷災害:5%以上減少

業種別

建設業、製造業、林業 : 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%:2016年)
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策 等

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり 等

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用 等

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進 等

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案の概要

改正の趣旨・目的

- 石綿のうち、石綿の分析に用いる試料や石綿の調査を行う者の教育に用いるものを国内で確保するため、石綿による労働者の健康障害を防止するための措置の実施を確保しつつ、これらの石綿の製造等を可能とする。
※現状、石綿の製造・輸入・譲渡・提供・使用は、原則禁止。
- これにより、我が国における石綿の調査・分析の精度向上を図り、石綿による労働者の健康障害防止対策を一層推進する。

改正の概要

- ① 製造・輸入・譲渡・提供・使用が禁止される物である石綿のうち、次のものの禁止を解除。
 - (1) 石綿の分析に用いる試料としての石綿
 - (2) 石綿の調査を行う者の教育の用いる石綿
 - (3) (1)又は(2)の原材料として使用される石綿
- ② (1)～(3)の石綿を製造しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととする。
- ③ (1)～(3)の石綿の製造等を行う場合には、石綿による労働者の健康障害を防止するための措置(※)を講じなければならないこととする。

※ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施、③特殊健康診断の実施、④譲渡提供先への名称等のラベル表示・SDSの交付 等

機械等検定規則の一部を改正する省令案の概要

改正の趣旨・目的

- 電動ファン付き呼吸用保護具のうち、型式検定の対象には含めず、防じんマスクと同等以上の防じん機能を有するものとして取り扱われてきた「呼吸補助形」について、日本工業規格の見直しと合わせ、「吸気補助具付き」として防じんマスクに位置づける。
- これにより、「吸気補助具付き」の防じんマスクが型式検定の対象となり、その性能が公的に担保されることとなる。

改正の概要

- ① 吸気補助具付き防じんマスクを型式検定の対象とすることに伴い、型式検定の基準等の改正を行う。
 - (1) 型式検定に合格した吸気補助具付き防じんマスクについて、型式検定合格標章を付さなければならない箇所を定める
 - (2) 型式検定合格標章の様式を改正する
 - (3) 吸気補助具付き防じんマスクの型式検定を受けようとする者が有すべき検査設備に、騒音試験設備を追加する

各分科会における目標の評価について（2017年度）

○ 労働条件分科会において設定された目標の動向

- ・年次有給休暇取得率（2020年目標：70%）

2017年調査（調査対象は2016年）では、年次有給休暇取得率は49.4%となり、前回調査（48.7%）から0.7ポイント増加しているものの、依然として低調な取得率となっている。

- ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合（2020年目標：5%）

2017年調査では7.7%（前年同）となり、数値目標の5%を依然として上回っている。2017年の、1週間の就業時間が60時間以上である雇用者（非農林業）は約432万人と、前年より約3万人増となったが、雇用者数の合計も増えており、割合は前年同の7.7%となっている。

年次有給休暇の取得促進策・長時間労働抑制策として、労働政策審議会労働条件分科会において答申を得た「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に基づき、

- ・時間外労働の上限規制の導入
 - ・中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し
 - ・使用者に対する年5日間の年次有給休暇の時季指定の義務付け
- 等を内容とする法案について準備を進めている。

○ 安全衛生分科会において設定された目標の動向

2013年度から5か年計画として取り組んでいる第12次労働災害防止計画では、2017年までに2012年比で労働災害による死亡者数、休業4日以上死傷者数をそれぞれ15%以上減少させることを目標としている。

2017年の労働災害による死亡者数、休業4日以上死傷者数は、2018年2月の速報値でそれぞれ以下のとおりとなっている。

- ・死亡者数は、917人となっており、2012年（1,046人（2013年2月速報値））と比較して12.3%の減少。
- ・休業4日以上死傷者数は、114,842人となっており、2012年（114,458人（2013年2月速報値））と比較して0.3%の増加。

高齢化等に伴い転倒や腰痛などの死傷災害が大幅に増加している。

2018年度からの第13次労働災害防止計画では、2022年までに2017年比で死亡者数を15%以上、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させ、陸上貨物運送事業や第三次産業においては労働災害の発生率である死傷年千人率を5%以上減少させることを目標として、引き続き、墜落・転落災害、機械災害の防止対策に加え、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善、企業単位での安全衛生管理の推進などの取組を進める。